

校則改正について

(趣旨)

本校では、令和 2 年度より、生徒会が主体となって毎年校則改正を行っています。自分たちの決まりは、自分たちで作り、自分たちで守り、不具合があれば自分たちで見直していくという民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる生徒の育成に繋げることを目的として取り組んでいます。

(方法)

- ・全校生からの意見を集約する。(学級討議)
- ・校則改正委員会(生徒会執行部、担当教員)で、検討を行う。
- ・改正内容について、職員会議で諮る。
- ・生徒会執行部が、改正内容を全校集会で生徒に周知する。
同日、保護者向けに文書を配布する。
- ・HP を利用して、校則改正内容を地域に発信する。



(改正内容)

○令和元年度

- ・女子のスラックス着用を可とする。
※登下校時の日傘や帽子の着用について、その都度家庭と協議の上対応。

○令和 2 年度

- ・冬用タイツの厚さの指定をなくす。
- ・ヘアピンの使用(2 本まで)を可とする。
- ・防寒コートのスポーツタイプについて、胸、サイドのワンポイントを可とする。

○令和 3 年度

- ・冬用タイツの色を、黒を追加する。(ベージュと黒)
- ・靴下の色を、黒を追加する。(白と黒)
- ・校外での名札の着用を任意とする。

○令和4年度

内容	改正前	改正後
髪型	髪型の男女別	髪型の男女統一 ※現在の女子の髪型に統一 ※「極端な刈り上げはしない」は継続 ※ツブブロックの可
	《前髪》	
	眉毛をこさない	目に入らない
	《後髪》	
	伸ばしても良い長さは結んだ状態で腋までとする。	伸ばしても良い長さは自由とする。 ※長さの制限を削除
	《結ぶ場合》	
	結ぶ位置は耳の上のラインより下	極端に上で結ばない
	《ヘアピンの使用について》	
	アメリカピン 2本まで使用可	アメリカピンの使用可 ※本数制限の廃止
	留める位置は両サイド	留める位置は自由
服装	服装の男女別	服装の男女別を A,B、C タイプとし、自由に選択できるものとする。 ※現在の「男子」を A タイプ、「女子」を B タイプ、上着（セーラー服）と学生ズボンを C タイプと明記する。
服装	《学生服の下》白色カッターシャツ	白色のカッターシャツか白無地の服 ※A,B、C タイプとも制服の下の統一 ※ただし、学生服・セーラー服を脱ぐ場合は、白色カッターシャツとする。
	《セーラー服の下》白無地の服	
	《ソックス》	
	ワンポイント不可	メーカーロゴは可
靴	くるぶしが完全に隠れる長さ以上	長さは自由
	上靴	
	男子のラインは青、女子のラインは赤	ラインは、青か赤から選ぶ
	《スノトレ》	
	白を基調としたもの	色指定なし

○令和5年度

- ・ゴム、ヘアピンの色は黒・茶・紺
- ・アメリカピン、スリーピン（パッチン留め）の使用可

○令和6年度

- ・肌着を必ず着用（白、黒無地）

令和7年度

項目	改正前	改正後
頭 髪	・横髪を一緒に結ぶ	・項目を削除
靴 下	・白・黒無地（メーカー名ロゴ可）	・白・黒・灰色無地（メーカー名ロゴ可）
コート	・コートの前面及び側面に限りメーカー名のワンポイント可	・コートの前面・側面・背面に限りメーカー名のワンポイント可
通学靴	・指定のもの（体育兼用）	・指定なし（体育兼用）
カバン	・指定のもの （主）リュック型 （副）手持ち型 （副カバンのみでの登校はしない）	・指定のもの （主）通学カバン （副）サブバック （休日の部活はどちらでも可）